

## 7. 可搬式作業台

### 7-1. 脚立等の内部足場 (戸東安第 81 - 44 号)

1) アルミ製脚立は、使用禁止 (戸東安第 77 - 38 号 78 - 37 号 84 - 17 号)

2) 脚立は、原則使用しないこと

下記事項は例外として、作業所長の許可制とする

狭いスペース等の条件により、脚立を使用せざるを得ない場合

使用する脚立が、社団法人 仮設工業会の認定を受けたもの

作業所長は使用場所、使用(作業)方法を使用届でチェックし、十分、安全であると確認できた場合。

**注** 許可方法は、協力会社の職長から脚立使用届(別添参照)を提出させ、作業所長が許可の上、脚立に、使用会社名・責任者名を表示して使用させる事。  
特に上記3項での許可条件を厳しく審査すること。

脚立使用届	
平成12年10月10日制定 平成15年11月4日改訂	
作業所長殿 届出月日 平成 年 月 日( )	
会社名 (1次)	
安全衛生責任者 (1次)	
<b>使用届</b>	
使用場所	
作業内容	
使用理由 (何故脚立なのか)	
使用方法と概要図	
使用期間	平成 年 月 日( ) - 平成 年 月 日( )
脚立種類	鋼製 ・ アルミ製 (仮設工業会認定品のみ) ・ 4尺 ・ 6尺 (該当を○で囲む)
職長名	
使用者名	
<b>許可証</b>	
許可第 号	許可年月日 平成 年 月 日( )
許可者	作業所長名 印
許可条件	届の作業、使用者のみに限定した許可です。 この脚立使用届・許可証のコピーを脚立に掲示して作業すること。

「可搬式作業台の使用上の注意事項」データ - は、Hot-Doc ¥ 東京 ( 建築 ) ¥ 建築安全部 ¥ 安全書類関係

### 7-2. 可搬式作業台(のび馬)の使用限定 (戸東安第 81 - 15 号 第 81 - 30 号)

3 機種に限定 ( 1,250mm 以上 )

ミニステージ

ペガサス

マイティベース

【可搬式作業台に関する連絡先】 松戸工作所

高さ 1,250mm 以上の上記作業台は、手掛かり棒を取付けて出庫する。

作業床端部の踏外し防止板を取付けて出庫する。

### 【新規追加する事項】

現在、機種多様の可搬式作業台が製品として出ています。協力会社が作業所に持ち込んでくる上記限定以外の可搬式作業台は脚立と同様、許可制とする。

但し以下の条件を満たすこと。小型作業台は(2)と(3)を除く。

- (1) 仮設工業会認定品であること。
- (2) 高さ 1,250mm 以上の作業台は、手掛かり棒が付いていること。
- (3) 作業床端部に踏外し防止板が取付けてあること。

## 7 - 3 . 小型作業台の使用限定 (戸東安第 81 - 44 号 第 81 - 30 号)

3 機種に限定 (高さ 1.250mm 未満)

ミニステージ 3Q	高さ - 545 ~ 780	作業床 - 400 × 1.130
マイティステップミニ BSR 60	高さ - 595 mm	作業床 - 400 × 305
マイティステップミニ BSR 60	高さ - 895 mm	作業床 - 400 × 305

## 7 - 4 . 昇降するための施設として、脚立は使用禁止 (戸東安第 81 - 42 号)

昇降するための設備として、脚立は使用禁止とする。

- 昇降するための設備
- ・自在ステップ・枠組みステップ
  - ・スライドステップ・トラックラダー
  - ・アルミクイックステップ等

梯子を使用する場合で、転位防止措置が出来ない時は、2人作業とする。

## 7 - 5 . 可搬式作業台(のび馬)使用に関する指導事項 (戸東安第 86 - 31 号)

<災害事例 18・19・20・21・22・23・24・25・26・27・28・29・30 参照>

### 【指導事項】

可搬式作業台使用上の禁止事項」ポスターを事務所、詰め所に掲示し、職員、協力会社作業員の意識の高揚を図ること。

「可搬式作業台使用上の禁止事項」リーフレット、災害事例を新規入場者教育時に全員に配布して各禁止事項を読み上げて教育を徹底すること。さらに違反者は見逃さず、その場で厳重注意をすると共に、協力会社に対しても注意をすること(事業者責任)。

毎月2回(1日、15日)、朝礼時に可搬式作業台を実際に使用して「可搬式作業台使用上の禁止事項」を実演し、マンネリ化の防止を図ること。

毎月の災害防止協議会で「可搬式作業台使用上の禁止事項」のリーフレット、災害事例を活用し、協力会社の意識高揚を図ること。

## 可搬式作業台

### 「やってはいけない危険な作業」

1  
  
手掛棒を立てないで昇降禁止

2  
  
ステップ上での作業禁止

3  
  
天板上での踏台使用禁止

4  
  
天板上で、搬立、はしご等の使用禁止

5  
  
台の上に載せての使用は禁止

6  
  
乗り移り禁止

7  
  
天板の斜め使用禁止

8  
  
人を乗せて移動しない

9  
  
身を乗り出して作業しない

10  
  
背を向けて昇降しない

11  
  
手に物を持って昇降しない

12  
  
反動をともなう作業の禁止

13  
  
側面感知バーに寄りかかると危い！要るな！

14  
  
押し倒し禁止

15  
  
片手かき  
乱雑に扱わない

16  
  
折り曲むときに指などを挟まない

戸田建設株式会社 戸田建設災害防止協力会

**“可搬式作業台上の作業は、危険な作業です”**

### 作業所実施事項

- ① 禁止事項のポスターを掲示
- ② 新規入場者教育時に取扱ルールを周知
- ③ 安全大会等の場で実物を使用して教育（正しい使用、禁止事項）
- ④ 使用時は使用者名を表示（会社名、使用者名）
- ⑤ 使用者が作業開始前に点検（不良品の使用禁止、報告）
- ⑥ 職長・担当社員が使用状況点検
- ⑦ 災害事例等を場内に掲示し啓蒙
- ⑧ 衝撃吸収性能が高い安全靴着用
- ⑨ 使用禁止の作業台
  - a. 高さ 1800 以上
  - b. 端部感知板なし
  - c. 高さ 1250 以上で手掛棒なし

**“可搬式作業台はその作業に適していますか？”**

「可搬式作業台の使用上の注意事項」データ - は、Hot-Doc ¥ 東京（建築） ¥ 建築安全部 ¥ その他  
 「可搬式作業台の使用上の注意事項」データ - は、Hot-Doc ¥ 東京（建築） ¥ 建築安全部 ¥ 安全書類関係

## 7 - 6 . 手掛かり棒の作業開始前点検 （戸東安第 87 - 42 号） <災害事例 31 参照>

作業所においては、可搬式作業台を使用する作業員に対して、

**手掛かり棒に著しい変形やガタつきがないか**

**手掛かり棒を接合するリベットが欠損していないかを作業開始前に必ず点検させ、不良が確認された作業台は使用を禁止**する措置を講じること。

マイティーベースの場合、手掛かり棒 1 本当たり 手掛かり棒側リベット：4 ケ  
 支柱（脚）側リベット：4 ケ



図 1 欠損したリベット接合



図 2 ボルト・ナットによる接合

可搬式作業台の手掛かり棒を接合しているリベットの欠損（図 1） 緩みや破断が生じることが確認されるため、**手掛かり棒のアルミ製リベット接合を鉄製ボルト・ナット接合（図 2）に交換した。**